

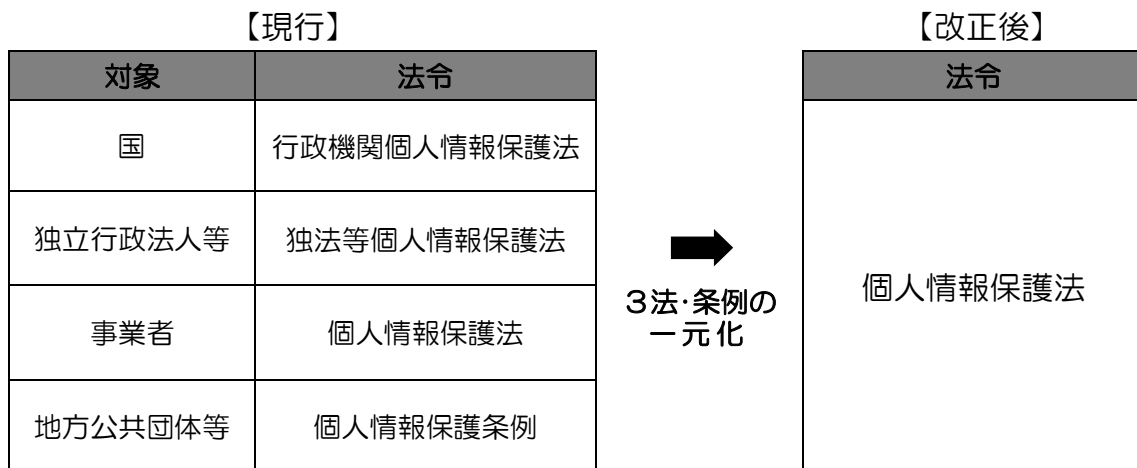
個人情報保護法の改正に伴う三鷹市個人情報保護条例 及び関連条例の改正・廃止等に関する骨子（案）

I 個人情報保護条例の改正

1 条例改正の背景及び目的

三鷹市は保有する個人情報を適正に保護し、適切な取扱いとするため三鷹市個人情報保護条例（以下「保護条例」といいます。）を制定し、運用してきました。

この度、個人情報の保護及び取扱いを全国共通ルールで運用することを目的として「個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）」が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等における別個の規律で運用されていた個人情報保護制度の法体系が一元化されることとなりました。



※国等は、令和4年4月～先行して法に統合

法では、個人情報の取扱いや開示請求権等を定めており、また、法の定める規範全体やガイドライン等による執行面を含めた法体系全体によって必要な個人情報の保護水準を確保しています。

一方、三鷹市においては、国に先駆けて個人情報保護に関する条例等の規定を制定し、運用してきた経緯があります。

そこで、令和5年4月から法が直接適用されますが、引き続き個人情報を保護し、市民生活を守る制度として適切に運用されるよう条例を改正します。

なお、今後の個人情報保護制度の運用については、その運用状況を確認する運営委員会を設けるとともに、制度の運用に関し、三鷹市として意見がある場合には国の個人情報保護委員会へ適切に意見をあげていくこととします。

2 条例改正の主な内容

(1) 法改正に合わせた変更点

ア 保護の対象となる情報の整理

法では、「個人情報」の定義が生存する個人に関する情報に限定されています。現在の保護条例においては、「個人情報」は生存する個人に関する情報だけではなく死者に関する情報も含めたものとなっています。

法が直接適用される令和5年4月以降は、法の規定のとおりとします。

ただし、「死者に関する情報」であっても、当該情報が同時に「生存する個人に関する情報」であって、特定の生存する個人を識別することができるものである場合には、「個人情報」に該当します。

なお、遺族等にとって必要と思われる死者の個人に関する情報については、市民サービスの一環として遺族等に対し情報提供ができるように要領を制定し対応します。

対応する事例

- ① 被保険者であった死者の医療保険、介護保険等に関する情報
- ② 死亡した時点において、未成年であった親権のある子に関する情報

イ 個人情報ファイル簿の新設について

これまで、三鷹市においては、個人情報を取り扱う事務ごとに個人情報取扱事務届出書を作成し公表することにより、個人情報を適切に管理してきました。

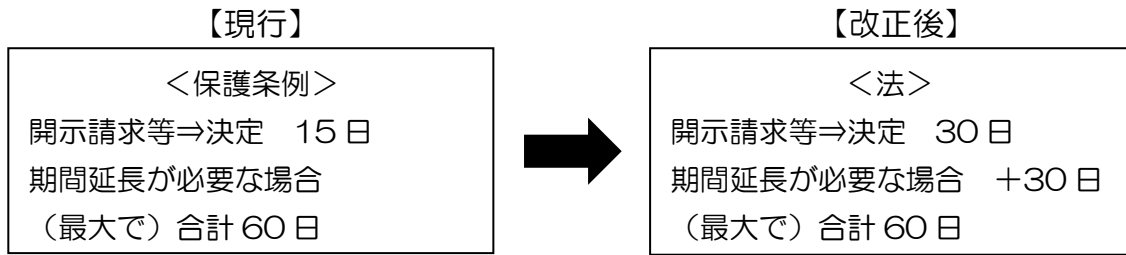
法では、個人情報ファイル簿を作成し公表することを定めていますが、個人情報取扱事務届出書と掲載する項目などの共通点が多数あることから、個人情報ファイル簿に統合し、整理して運用することとします。

ウ 開示請求等に係る決定期限について

現行では、開示請求等があった日から起算して15日以内に速やかに開示決定等をする事になっています。また、正当な理由がある場合の決定期限の延長については、開示請求等があった日から起算して60日以内となっています。

法では、決定期限は請求があった日から起算して30日以内、正当な理由がある場合の延長は30日以内(最大で請求があった日から60日以内)を限度としています。

三鷹市では、今後も速やかな対応を行うよう努めることを規定しつつ、法の規定のとおり運用することとします。



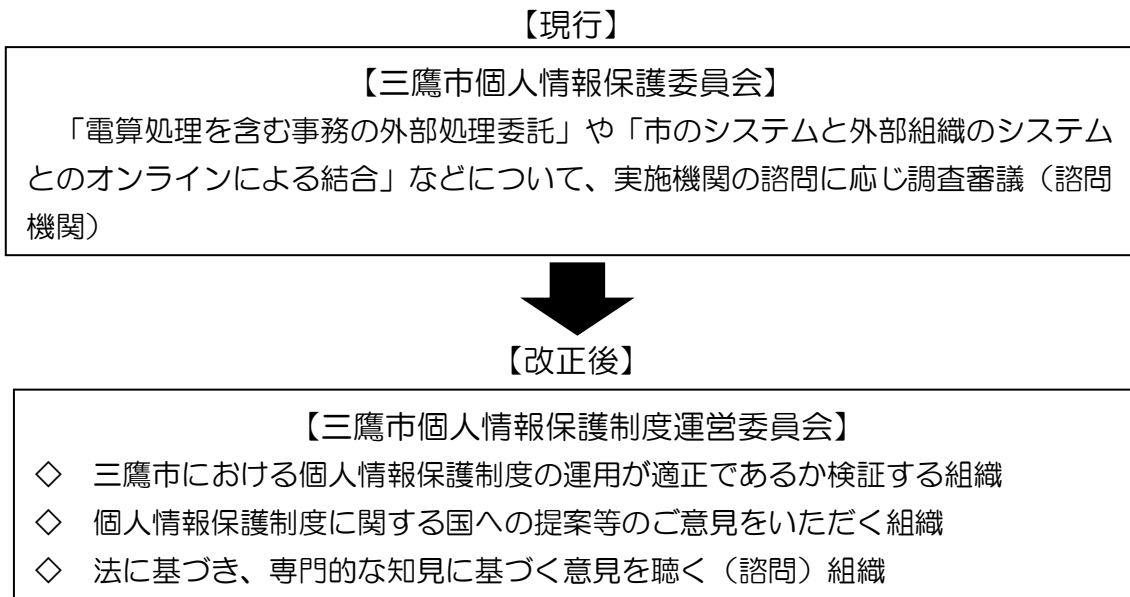
エ 個人情報保護委員会に代わる組織について

これまで三鷹市では、個人情報の適切な取扱いを担保する観点から、「電算処理を含む事務の外部処理委託」や「市のシステムと外部組織のシステムとのオンラインによる結合」などについて、その都度、三鷹市個人情報保護委員会（以下「保護委員会」といいます。）に諮問してきました。

改正後は、法及びガイドライン等の規定に則って運用されることとなり、1件ずつ諮問することはなくなります。

そこで、保護委員会については、「三鷹市における個人情報保護制度の運用が適正であるか検証する」、「個人情報保護制度に関する国への提案等のご意見をいただく」、もしくは、法に基づき「専門的な知見に基づく意見を聴く（諮問）」組織として位置付けることとします。

なお、現行の組織名称が、国の機関（個人情報保護委員会）の名称と同一であることから、「三鷹市個人情報保護制度運営委員会」に改称します。



(2) 法で定めることとなっている事項

ア 開示請求等に係る手数料（費用の負担）について

法では、個人情報の開示請求等に要する手数料の額を条例にて定めることとしています。

現在、三鷹市では、手数料は無料としており、個人情報の写しの交付を行う場合の実費相当額（当該写しの作成及び送付に要する費用）は、請求者の負担としています。

改正後においても、現行どおりの対応とすることとして、手数料は無料、写しの交付を行う場合に限り実費相当額のみ徴収することとします。

イ 行政機関等匿名加工情報の取扱いについて

法では、地域に存在する様々なデータやビッグデータを組み合わせ、まちづくりや地域課題の解決等を図るための基盤構築の一環として、行政機関等が保有するデータについて、特定の個人を識別することができないように、また、それが復元できないように個人情報を加工した「行政機関等匿名加工情報」の作成ができることとされています。

三鷹市では、行政機関等匿名加工情報の作成について技術的な検証等を行うこととし、当面の間、導入は見送ります。

(3) 新たに設ける規定（開示請求における手続に係る規定）

現在、三鷹市では、個人情報保護制度及び情報公開制度において、真に必要な情報の開示・公開を求めることを目的とせず、市の事務を混乱又は停滞させることを目的とした開示・公開請求が見受けられます。

このような行為により、複数の職員が多岐にわたる対応を要することもあり、それによって日常業務に支障をきたしている現状があります。

法改正に伴い三鷹市の保護条例のあり方を検討する中で、直接法改正の影響を受けるものではありませんが、上記における制度運用上の課題への対応策として、開示請求における手続について規定するものです。

制度を適正に運用していくためには、市民の皆さんのご理解ご協力が不可欠です。そのため、開示請求者の基本原則として、次の理念規定を設けます。

「開示請求者の基本原則」として規定を追加

「法の定めるところにより個人情報の開示を請求しようとする者は、個人情報の開示を請求する権利を濫用することなく、法及び条例の目的に即し、適正に請求を行わなければならない。」

なお、情報公開条例においても、同様の規定を設けます。

II 情報公開条例の改正

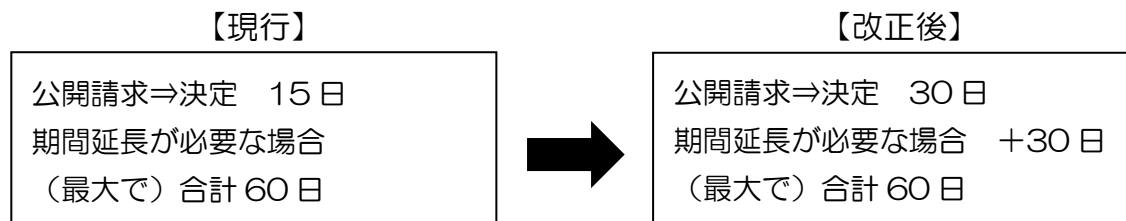
1 公開決定に対する決定等の期限について

今回の保護条例の改正に合わせて、情報公開条例においても、公開請求に係る決定期限について、速やかな対応を行うよう努めることを規定しつつ、請求があった日から30日以内、正当な理由がある場合の延長は30日以内（最大で請求があった日から60日以内）を限度とする改正をします。

「公開決定に対する決定等」の規定を改正

「実施機関は、公開請求があったときは、速やかに(相当の理由がある場合にあっては、当該請求があった日から30日以内に)当該請求に係る市政情報の公開をどうかの決定をしなければならない。ただし、規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」

「実施機関は、規定する期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び決定を行うことができる時期を請求者に通知しなければならない。」



2 公開請求における手続に係る規定

個人情報保護制度と同様に、現在の課題となっている公開請求における手続について検討しました。そこで、今回の保護条例の改正に合わせて、情報公開制度の適切な運用を図るため、公開請求における手続に係る新たな規定を設けることとします。

市政情報の公開を請求する権利を濫用することなく、条例の目的に即し適正な請求を行うとともに、条例の目的を逸脱するなどの適正な請求がなされない場合において、当該請求を却下する旨の規定です。

「公開請求」の規定に追加

「この条例の定めるところにより市政情報の公開を請求しようとする者は、市政情報の公開を請求する権利を濫用することなく、この条例の目的に即し、適正に請求を行わなければならない。」

「公開請求の却下」として規定を追加

「実施機関は、次に掲げる場合は、公開請求を却下する旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 規定により定めた期間を経過してもなお公開請求者が補正を行わず、公開請求が形式上の要件に適合しない場合
- (2) 公開請求がこの条例の目的を逸脱するものであり、権利の濫用と認められる場合」

Ⅲ 特定個人情報保護条例の廃止

三鷹市では、保護条例と合わせて、三鷹市特定個人情報保護条例（以下「特定保護条例」といいます。）を制定し、その保護に努めてきました。

今般、法の改正とともにマイナンバー法も改正され、令和5年4月以降は法が直接適用されることになったことに伴い、地方公共団体が特定個人情報に関して条例を別に設ける必要がなくなりました。

また、特定保護条例で定めていた「特定個人情報保護評価の第三者点検」については、別途規定を整備することとし、特定保護条例は廃止します。

Ⅳ 今後の予定

令和4年9月～10月：パブリックコメントの実施

10月～11月：パブリックコメントの意見集約及び条例案の作成

12月：三鷹市議会への議案提出

令和5年4月：条例施行